



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月31日(火) 号外(第8号)

## ■ 目 次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県事務委任規則の一部を改正する規則(総務課)	2

規則

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四十二号

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則

群馬県事務委任規則(昭和四十三年群馬県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項から二十一の項までを八の項から二十の項までとする。

別表第二第一号の表一の部中「群馬県収入証紙条例」の下に「(昭和四十一年群馬県条例第六号)」を加える。

別表第二第二号の表二の部中七の項を八の項とし、六の項の次に次のように加える。

七 第八条第三項の規定による使用料の全部又は一部を免除する場合等の決定	近代美術館長 及び館林美術館長
-------------------------------------	--------------------

別表第二第二号の表三の部四の項中「第八条」を「第十四条」に改め、同項を同部七の項とし、同部三の項の次に次のように加える。

四 第七条の規定により有料施設を使用させること。	歴史博物館長
五 第八条の規定による有料施設の使用の承認	歴史博物館長
六 第十条の規定による有料施設の使用の制限若しくは停止又は承認の取消し	歴史博物館長

別表第二第二号の表四の部六の項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同項を同部七の項とし、同部五の項の次に次のように加える。

六 第七条の規定による有料施設の使用の承認	歴史博物館長
-----------------------	--------

別表第二第二号の表四の部に次のように加える。

八 第八条第四項の規定による使用料の全部又は一部を免除する場合等の決定	歴史博物館長
-------------------------------------	--------

別表第二第二号の表六の部四の項中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改め、同項を同部七の項とし、同部三の項の次に次のように加える。

四 第五条の規定による施設の使用の承認	自然史博物館長
五 第六条の規定による食堂及び物品販売所の使用に関する事項の決定	自然史博物館長
六 第七条第一項第五号の規定による施設の使用料の免除の額の決定	自然史博物館長

別表第二第二号の表八の部中八の項を十の項とし、七の項を九の項とし、六の項を八の項とし、五の項を六の項とし、同項の次に次のように加える。

七 第九条第一項第四号の規定による使用料の免除の額の決定	土屋文明記念文学館長
------------------------------	------------

別表第二第二号の表八の部四の項の次に次のように加える。

五 第五条第三項の規定による喫茶室及び物品販売所の使用の承認について定めること。	土屋文明記念文学館長
--	------------

別表第二第三号の表六の部を削る。

別表第二第四号の表十の部中九の項を十二の項とし、八の項を十一の項とし、七の項を十の項とし、六の項を八の項とし、同項の次に次のように加える。

九 第九条第一項の規定によるオンライン診療受診施設に係る廃止の届出及び同条第二項の規定による設置者の死亡又は失踪の届出の受付	保健福祉事務所長
--	----------

別表第二第四号の表十の部中五の項を六の項とし、同項の次に次のように加える。

七 第八条の二第二項の規定によるオンライン診療受診施設の休止又は再開の届出の受付	保健福祉事務所長
--	----------

別表第二第四号の表十の部四の項の次に次のように加える。

五 第八条第二項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出の受付  
保健福祉事務所長

三 第四条第四項の規定によるオンライン診療受診施設の設置者からの変更の届出の受付  
保健福祉事務所長

別表第二第四号の表十一の部中三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。  
別表第二第四号の表七十八の部一の項中「食品安全検査センター所長」を「衛生環境研究所長」に改め、同部二の項中「及び食品安全検査センター所長」を削り、同表七十九の部中「群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例」を「群馬県衛生環境研究所手数料条例」に改め、「及び食品安全検査センター所長」を削り、同表に次のように加える。

九十二 その他  
群馬県立しろがね学園への入所申込者との利用契約の締結  
しろがね学園長

別表第二第五号の表三十四の部、三十五の部並びに四十二の部三の項及び四の項中「及び森林事務所長」を「、富岡森林事務所長及び桐生森林事務所長」に改める。  
別表第二第七号の表四の部一の項中「及び東毛産業技術センター長」を「、東毛産業技術センター長及び繊維工業試験場長」に改め、同部三の項及び四の項並びに同表五の部三の項から七の項までの規定中「及び繊維工業試験場長」を削る。  
別表第二第八号の表六十五の部を六十九の部とし、四十二の部から六十四の部までを四十六の部から六十八の部までとし、同表四十一の部三の項中「第百三十七条の十二第六項及び第七項」を「第百三十七条の十二第十一項及び第十二項」に改め、同部と同表四十五の部とし、同表中四十の部を四十四の部とし、三十九の三の部を四十三の部とし、三十九の二の部を四十二の部とし、同表三十九の部八の項、九の項、十一の項から十五の項まで及び十九の項から二十三の項までの規定中「開発審査会の議を経た開発行為及び」を削り、同部を同表四十一の部とし、同表三十八の部を四十九の部とし、二十の部から三十七の部までを二十二の部から三十九の部までとし、同表十九の部の次に次のように加える。

二十 特定都市 河川浸水被害 対策法(平成 十五年法律第 七十七号)	一 第三十条の規定による雨水浸透阻害行為の許可 二 第三十四条(第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による雨水浸透阻害行為に伴う流出雨水量の増加を抑制するため	前橋等土木事務所長 前橋等土木事務所長
--	--	------------------------

三 第三十五条(第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による雨水浸透阻害行為についての国又は地方公共団体との協議	四 第三十六条第二項(第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による雨水浸透阻害行為の許可又は不許可の通知	五 第三十七条第一項の規定による雨水浸透阻害行為の変更の許可	六 第三十七条第三項の規定による雨水浸透阻害行為の軽微な変更の届出の受付	七 第三十八条第一項の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の完了又は廃止の届出の受付	八 第三十八条第二項の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の完了の検査	九 第三十八条第三項の規定による雨水貯留浸透施設の標識の設置	十 第三十八条第五項の規定による雨水貯留浸透施設の標識の移転等の承諾	十一 第三十八条第六項の規定による同条第三項に規定する行為により損失を受けた者に対する通常生ずべき損失の補償	十二 第三十八条第七項の規定による損失の補償についての協議	十三 第三十九条第一項の規定による雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可	十四 第四十一条第一項の規定による雨水浸透阻害行為又は雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可の取消し及び許可に付した条件の変更並びに工事その他の行為についての停止命令及び措置命令	前橋等土木事務所長 前橋等土木事務所長 前橋等土木事務所長 前橋等土木事務所長 前橋等土木事務所長 前橋等土木事務所長 前橋等土木事務所長 前橋等土木事務所長 前橋等土木事務所長 前橋等土木事務所長 前橋等土木事務所長
---	---	--------------------------------	--------------------------------------	---	--------------------------------------	--------------------------------	------------------------------------	--	-------------------------------	--	---	---

二十一 群馬県 特定都市河川 浸水被害対策 法施行細則 (令和五年群 馬県規則第五 十九号)	一 第五条の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出の受付	前橋等土木事務所長
	二 第九条の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の交付	前橋等土木事務所長
	十八 第四十三条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は必要な助言若しくは勧告	前橋等土木事務所長
	十七 第四十二条第一項の規定による雨水浸透阻害行為に係る土地への立入検査の実施	前橋等土木事務所長
	十六 第四十一条第三項の規定による停止命令又は措置命令をした旨の公示	前橋等土木事務所長
十五 第四十一条第二項の規定による浸水被害の防止を図るための措置の実施及び公告	前橋等土木事務所長	

別表第八の二十二の項中「種別割について」を削り、同表注第四号中「及び」を「、」に改め、「(昭和四十七年群馬県条例第十三号)」の下に「及び群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年群馬県条例第七十五号)」を加える。

別表第九注中「森林係長又は林業政策係長」を「総務森林係長又は地域林業支援係長」に改める。

別表第十の四十七の項中「収納」の下に「(地域機関等、警察本部及び警察署において行うものを除く。)」を加え、同表四十八の項中「収納」の下に「(教育委員会事務局管理課において行うものに限る。)」を加え、同表五十七の項中「保管」の下に「並びにキャッシュレス決済による手数料等の収納」を加える。

別表第十一の二十一の項中「文化財保護課」を「文化遺産課」に改め、同表中十六の項を七十の項とし、四十三の項から六十五の項までを四十七の項から六十九の項までとし、四十二の項を四十四の項とし、同項の次に次のように加える。

四十五 群馬県計量検定所手数料 料条例第二条に規定する手数料の収納	計量検定所の出納員	計量検定所の分任出納員
四十六 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する 条例第八条に規定する使用料	群馬県立産業技術センターの出納員	群馬県立産業技術センターの分任出納員

及び同条例第九条に規定する手数料の収納

別表第十一中四十一の項を四十三の項とし、三十四の項から四十の項までを三十六の項から四十二の項までとし、同表三十三の項中「行政代執行」の下に「並びに群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例に基づき命じた措置に対する行政代執行」を加え、同項を同表三十五の項とし、同表中三十二の項を三十三の項とし、同項の次に次のように加える。

三十四 群馬県動物の愛護及び管理に関する条例第十八条第一項に規定する手数料の収納	動物愛護センターの出納員	動物愛護センターの分任出納員
--	--------------	----------------

別表第十一中三十一の項を三十二の項とし、二十二の項から三十の項までを二十三の項から三十一の項までとし、二十一の項の次に次のように加える。

二十二 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例第六条第一項に規定する観覧料の収納	土屋文明記念文学館の出納員	土屋文明記念文学館の分任出納員
---	---------------	-----------------

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---